

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	出 雲	輝 英
同	永 井	広 幸

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 6 月 15 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

大阪市水道局（総務部お客さまサービス課および総務課等）は、特定の市民が「対話拒絶および不祥事への抗議」を理由に受取拒否することを認識していながら、2026 年 5 月から 6 月にかけて、特定記録郵便等の公金（切手代・通信運搬費）を執拗に支出して連続して文書を郵送し続けた（先に市民に対して対話拒絶したのは、委託先含む水道局側であり、2026 年 4 月 28 日 17 時 59 分のことである。）。

大阪市水道局には、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）に基づく合理的配慮義務や誠実な建設的対話を行うべき義務がある。しかし、同局は、これらを遂行する意思が皆無であり、民事訴訟法第 228 条第 2 項等の「公文書の成立の推定」を悪用して一方的な幕引きを図る目的、および特定の市民に対する組織的な嫌がらせ（ストーカー行為）を目的として郵送を繰り返した。

これは、特定の市民を精神的に追い詰め、対話拒絶（排除）するためのハラスメント行為に公金を費やすものであるから、公務員の職権濫用であり、地方財政法第 4 条第 1 項（不経済な支出の禁止）および大阪市規則に違反する、極めて反社会的な公金の私用・私物化（目的外支出・ハラスメント目的の公金浪費）である。

その結果、大阪市には、拒否されることが明白な郵送に対して無駄に費やされた、特定記録郵便代等の公金（切手代・通信費相当額）の損害が生じている。

よって、上記、目的外かつ違法・不当に支出された公金（切手代・通信費）の全額について、当時の支出決定権者および関係職員に対し、大阪市へ返還させるよう、必要な措置を求

める。

第2 判断

1 本件請求について

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、大阪市水道局による特定の市民に対する文書の郵送につき、同市民が受取りを拒否することを認識しながら連続して郵送を続けたことは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の定める合理的配慮の義務に違反し、また、民事訴訟法第228条第2項の規定を悪用する、公務員の職権濫用であって、その郵送に係る費用の支出は、地方財政法第4条第1項等の規定に違反する違法又は不当な支出である旨主張するものと解される。

上記の主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものといえるのが問題となる。

この点、請求人は、文書の郵送という職員の事務処理の適否を主張するものであり、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為の違法不当性を主張するものではない。

よって、請求人の主張は大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものとは言えず、本件請求においては、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。